

報告第1号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和4年5月6日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 177,100円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
 ●● ●●

令和4年3月25日 専決処分

説 明

令和4年1月13日午前2時頃、町道六丁目北仲通を東から西にかけて除雪作業中、車道の雪を押し込み過ぎたことにより、車庫のシャッターを損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

東6条6丁目2番地

